

## 期末手当及び勤勉手当に関する規則

〔平成18年10月30日〕  
規則第16号

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成7年北但行政事務組合規則第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成18年北但行政事務組合条例第7号）において準用する豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）第28条から第31条までに規定する期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第2条 期末手当及び勤勉手当に関しては、豊岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年豊岡市規則第51号）を準用する。この場合において、「豊岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊岡市条例第40号。以下「育児休業条例」という。）第7条第1項」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例（平成7年北但行政事務組合条例第18号）第5条の3第1項」に、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。